

## 埼玉県給食施設栄養管理指導実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設（以下「給食施設」という。）における栄養管理等の実施について必要な指導・助言等を行うために必要な事項を定め、効果的な指導等を実施し、適正な栄養管理を円滑に進め、もって利用者の健康づくり及び食生活改善等を図ることを目的とする。

### (給食施設)

第2条 給食施設とは、学校、病院、介護老人保健施設、介護医療院、老人福祉施設、児童福祉施設、社会福祉施設、事業所、寄宿舎、矯正施設、自衛隊、一般給食センター、その他をいい、「特定給食施設」、「その他の給食施設」に区分する。

2 「特定給食施設」とは、法第20条第1項に規定される1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。

3 「その他の給食施設」とは、法第18条第1項第2号の規定に基づき、前項に規定する特定給食施設以外の施設をいう。

4 「特定給食施設」であって、法第21条第1項に規定される特別な栄養管理が必要なものとして知事が指定した施設を「指定特定給食施設」という。

### (届出)

第3条 法第20条の規定に基づく「特定給食施設」の届出については、埼玉県健康増進法施行細則（以下「県規則」という。）第4条により行うものとし、「その他の給食施設」の届出も、これに準ずる。

### (特定給食施設等栄養管理状況報告書の提出)

第4条 法第21条、第22条及び第24条の規定に基づき、保健所長は、当該管内に所在地がある特定給食施設の管理者に対し、特定給食施設等栄養管理状況報告書（以下「報告書」という。）（別紙1）により、毎年6月分の施設の給食の実施状況について、当該年7月末日までに報告を求めるものとする。

2 保健所長は、給食施設の適正な栄養管理のために必要があると認めるときは、給食施設の管理者に対して、報告書の提出を求めることができる。

### (指導及び助言)

第5条 給食施設に対し必要な指導及び助言を行う場合は、各保健所に所属する栄養指導員が、法第18条第1項第2号の定めるところにより、これを行うものとする。

2 特定給食施設に対し必要な指導及び助言を行う場合は、各保健所に所属する栄養指導員が、法第22条の定めるところにより、これを行うものとする。

(指導及び助言の報告)

第6条 前条第1項に規定する指導及び助言の報告は、県規則第3条により行うものとし、前条第2項に規定する指導及び助言の報告も、これに準ずる。

(給食施設栄養管理指導の実施状況の報告)

第7条 栄養指導員は、毎年の当該管内での給食施設栄養管理指導の実施状況について、給食施設指導報告書(別紙2)により、当該年度の翌年度5月末日までに報告するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、保健所長及び栄養指導員は、健康長寿課長と協議の上、処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月31日から施行する。